

令和 7 年度公務災害補償等認定委員会の意見結果

- ・ 1 市 6 町 1 団体から 1 2 件の申請があった。
- ・ 1 2 件について「公務又は通勤災害と認定するのが適当である」との意見を得た。

件数	災害の状況	傷病名	加療内容	認定委員会の意見
1	通勤中の事故	第 6 胸椎椎体骨折	通院加療	通勤災害と認定することが適当である。
2	業務中の事故	左肩腱板損傷、左上腕骨	通院加療	公務災害と認定することが適当である。
3	業務中の事故	頭部打撲血腫	通院加療	公務災害と認定することが適当である。
4	業務中の事故	右胸部打撲傷	通院加療	公務災害と認定することが適当である。
5	業務中の事故	ハチ刺傷	通院加療	公務災害と認定することが適当である。
6	業務中の事故	左急性結膜炎	通院加療	公務災害と認定することが適当である。
7	通勤中の事故	交通外傷後の右腰部痛	通院加療	通勤災害と認定することが適当である。
8	業務中の事故	熱中症	通院加療	公務災害と認定することが適当である。
9	業務中の事故	右手関節捻挫	通院加療	公務災害と認定することが適当である。
10	業務中の事故	ヒスチジン中毒	通院加療	公務災害と認定することが適当である。
11	業務中の事故	左母指切創	通院加療	公務災害と認定することが適当である。
12	業務中の事故	左中指末節骨骨折	通院加療	公務災害と認定することが適当である。